

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月3日
【会社名】	アイカ工業株式会社
【英訳名】	Aica Kogyo Company, Limited.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 小野 勇治
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西堀江2288番地
【電話番号】	(052) 400-5311
【事務連絡者氏名】	総務部長 森島 英謙
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番1号 JPタワー名古屋26階
【電話番号】	(052) 533-3131
【事務連絡者氏名】	総務部長 森島 英謙
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年6月26日付で定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしましたが、当社株主名簿管理人より議決権行使結果の一部修正の報告があり、一部に訂正すべき事項がありましたので臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3【訂正内容】

訂正箇所は _ _ _ を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	548,691	44	215	(注)1	可決 92.50
第2号議案					
小野 勇治	517,489	31,058	399	(注)2	可決 87.24
百々 聡	530,373	18,358	215		可決 89.41
岩瀬 幸廣	532,852	15,880	215		可決 89.83
大村 信幸	532,818	15,914	215		可決 89.82
森 良二	532,852	15,880	215		可決 89.83
海老原 健治	531,152	17,580	215		可決 89.54
小倉 健二	545,593	3,139	215		可決 91.98
花村 淑郁	545,614	3,118	215		可決 91.98
第3号議案					
岩田 照徳	542,510	6,222	215	(注)2	可決 91.46
小瀬村 久	540,933	7,798	215		可決 91.19
宮本 正司	548,614	118	215		可決 92.49

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	<u>537,492</u>	44	215	(注)1	可決 <u>92.36</u>
第2号議案					
小野 勇治	<u>506,290</u>	31,058	399	(注)2	可決 <u>86.99</u>
百々 聡	<u>519,174</u>	18,358	215		可決 <u>89.21</u>
岩瀬 幸廣	<u>521,653</u>	15,880	215		可決 <u>89.63</u>
大村 信幸	<u>521,619</u>	15,914	215		可決 <u>89.63</u>
森 良二	<u>521,653</u>	15,880	215		可決 <u>89.63</u>
海老原 健治	<u>519,953</u>	17,580	215		可決 <u>89.34</u>
小倉 健二	<u>534,394</u>	3,139	215		可決 <u>91.82</u>
花村 淑郁	<u>534,415</u>	3,118	215		可決 <u>91.83</u>
第3号議案					
岩田 照徳	<u>531,311</u>	6,222	215	(注)2	可決 <u>91.29</u>
小瀬村 久	<u>529,734</u>	7,798	215		可決 <u>91.02</u>
宮本 正司	<u>537,415</u>	118	215		可決 <u>92.34</u>

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。